平成２８年（フ）第８号
埼玉県秩父市栃谷1007番地２
破産者　吉村　照子
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
山梨県南巨摩郡南部町福士2704番地５
破産者　玉井　俊彦
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
山梨県南アルプス市塚原1677番地１
破産者　金子　茂雄
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
愛知県稲沢市国府宮２丁目２番17号　Ｒｏｙａｌ　Ｖｉｌｌａ　イーハトーブ国府宮302
破産者　伊藤　允子
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４３３号
兵庫県赤穂市木津1016番地６
破産者　なにわ屋ことセナカンパニーこと　木村　和久
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５３４号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目６番11―605号
破産者　泰　　悦子
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０４号
福岡県古賀市中央５丁目２番８号　ホクリハウスⅡ103号
破産者　香川　和博
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６５３号
福岡市早良区室見５丁目４番20号
破産者　朝長湖成美
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６５８号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１　アーベインビオ春日２―406号
破産者　前田　健児
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８７号
長崎県長崎市天神町14番12号
破産者　本多　謙吾
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
大分市大字森町244番地の１（セジュール森町201）
破産者　衞藤　美和
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２９号
岩手県紫波郡紫波町南日詰字蔭沼159番地１、旧住所仙台市青葉区通町２丁目８番20―501号
破産者　寒河江一夫
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１７２号
横浜市泉区上飯田町4666番地の６
破産者　丸岡　厚三
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７３号
横浜市泉区上飯田町4666番地の６
破産者　丸岡　英子
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
新潟県十日町市本町６の１丁目69番地31　鈴木アパート１号室、住居表示変更前の住所新潟県十日町市宇都宮69番地31　鈴木アパート１号室
破産者　村越　繁正
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
静岡県下田市三丁目４番12号
破産者　小林　弘幸
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１７号
岡山県津山市上田邑1918番地、前住所岡山県津山市上田邑1857番地１
破産者　中村　　茜（旧姓川角）
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第９７号
岡山県久米郡美咲町定宗64番地２
破産者　直原　　誠
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部